

平成 19 年 12 月 14 日

各 位

会社名 株式会社サイバードホールディングス
代表者名 代表取締役社長兼グループCEO 堀主知ロバート
(J A S D A Q ・ コード 4823)

問合せ先

役職・氏名 執行役員 経営戦略本部長 永守 秀章

電 話 03 - 5785 - 6110

親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に異動がありますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 異動が生じた経緯

当社は、本日、株式会社C Jホールディングスが、平成 19 年 11 月 1 日から平成 19 年 12 月 13 日を期間として実施しておりました当社の株式及び新株予約権に対する公開買付け(以下、「本公開買付け」といいます。)の結果について、当社の普通株式 259,764 株(議決権総数に対する割合 89.58%)及び新株予約権 2,193 個(その目的となる当社普通株式 5,373 株)の応募があった旨の報告を受けました。これにより、株式会社C Jホールディングスは、平成 19 年 12 月 20 日付(決済の開始日)にて、当社議決権 259,765 個(議決権総数に対する割合 89.58%)を所有することとなり、当社の親会社及び主要株主である筆頭株主となるとともに、株式会社C Jホールディングスの出資者である Longreach Capital Partners 1, L.P.(出資割合 93.19%)、LONGREACH HOLDINGS IRELAND(出資割合 6.53%)及び Longreach GP Commitment L.P.(出資割合 0.28%)並びに LONGREACH HOLDINGS IRELAND の出資者である Longreach Capital Partners Ireland 1, L.P.(出資割合 100%)も、当社の親会社に該当することとなります。

一方、当社の主要株主であり筆頭株主でもありました小村富士夫氏は、全保有株式を本公開買付けに応募したことにより、当該株主に該当しないこととなります。

なお、本公開買付けの結果等の詳細につきましては、本日(平成 19 年 12 月 14 日)に別途発表しております「株式会社C Jホールディングスによる当社株式等の公開買付けの結果に関するお知らせ」をご参照ください。

(注 1) 「議決権総数に対する割合」は、平成 19 年 6 月 29 日に提出した第 9 期有価証券報告書(以下「第 9 期有価証券報告書」といいます。)に記載された総株主等の議決権の数 289,589 個に、平成 19 年 4 月 1 日から平成 19 年 12 月 13 日までにストックオプション制度に係る新株予約権の行使により発行した株式に係る議決権の数(398 個)を加えた議決権総数

(289,987 個) を基準に計算しております。

(注 2) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

2. 親会社及び主要株主である筆頭株主等の概要

(1) 新たに親会社及び主要株主である筆頭株主になるものの概要

名称	株式会社CJホールディングス
本店所在地	東京都千代田区麹町一丁目7番地
代表者	代表取締役 吉沢 正道
資本金の額	10万円(平成19年10月31日現在)
主な事業内容	各種事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを主たる事業の内容としております。
当社との関係(異動前)	資本関係:当社株式1株を保有しております。 人的関係:該当事項はありません。 取引関係:該当事項はありません。 関連当事者への該当状況:該当事項はありません。
事業年度の末日	3月31日
上場取引所	非上場

(2) 新たに親会社になるものの概要

名称	ロングリーチ・キャピタル・パートナーズ 1, L.P. (Longreach Capital Partners 1, L.P.)
本店所在地	英領西インド諸島ケイマン諸島、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、サウス・チャーチ・ストリート、ウグランド・ハウス、私書箱 309GT (PO Box 309GT, Ugland House, 115 South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands.)
代表者	代表者 マーク・チバ (Mark Chiba Sole Director)
出資約束総額	397,765,455 米ドル及び 33,153,750,000 円 (1米ドルを110円に換算した場合の出資約束総額は76,907,950,050円となります。)
主な事業内容	投資事業
当社との関係(異動前)	資本関係:当社株式0.9319株を間接的に保有しております。 人的関係:該当事項はありません。 取引関係:該当事項はありません。 関連当事者への該当状況:該当事項はありません。
事業年度の末日	12月31日
上場取引所	非上場

名称	ロングリーチ・ホールディングス・アイルランド (LONGREACH HOLDINGS IRELAND)
本店所在地	アイルランド、ダブリン 2、ジョン・ロジャーソン卿埠頭 33、 (33 Sir John Rogerson 's Quay, Dublin 2, Ireland)
代表者	取締役 マーク・チバ (Mark Chiba Director) 取締役 イアン・ダフィ (Ian Duffy Director) 取締役 デビッド・ローレス (David Lawless Director)
資本金の額	1 万円
主な事業内容	投資事業
当社との関係 (異動前)	資本関係：当社株式 0.0653 株を間接的に保有しております。 人的関係：該当事項はありません。 取引関係：該当事項はありません。 関連当事者への該当状況：該当事項はありません。
事業年度の末日	12 月 31 日
上場取引所	非上場

名称	ロングリーチ・ジー・ピー・コミットメント L.P. (Longreach GP Commitment L.P.)
本店所在地	英領西インド諸島ケイマン諸島、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、115 サウス・チャーチ・ストリート、ウグランド・ハウス、私書箱 309GT (PO Box 309GT, Ugland House, 115 South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands.)
代表者	代表者 マーク・チバ (Mark Chiba Sole Director)
出資約束総額	2 億 4000 万円
主な事業内容	投資事業。
当社との関係 (異動前)	資本関係：当社株式 0.0028 株を間接的に保有しております。 人的関係：該当事項はありません。 取引関係：該当事項はありません。 関連当事者への該当状況：該当事項はありません。
事業年度の末日	12 月 31 日
上場取引所	非上場

名称	ロングリーチ・キャピタル・パートナーズ・アイルランド 1 L.P. (Longreach Capital Partners Ireland 1, L.P.)
本店所在地	アイルランド、ダブリン 1、インターナショナル・フィナンシャル・サービシズ・センター、インターナショナル・フィナンシャル・サービシズ・センター・ハウス 3 階 (3rd Floor IFSC House, IFSC, Dublin 1, Ireland.)
代表者	代表者 マーク・チバ (Mark Chiba Sole Director)

出資約束総額	43,336,818 米ドル及び 825,000,000 円 (1 米ドルを 110 円に換算した場合の出資約束総額は 5,592,049,980 円となります。)
主な事業内容	投資事業
当社との関係 (異動前)	資本関係：当社株式 0.0653 株を間接的に保有しております。 人的関係：該当事項はありません。 取引関係：該当事項はありません。 関連当事者への該当状況：該当事項はありません。
事業年度の末日	12 月 31 日
上場取引所	非上場

(3) 主要株主である筆頭株主でなくなるもの

氏 名	小村 富士夫
住 所	東京都港区

3 . 異動前後における当該親会社及び主要株主である筆頭株主の所有株式数、所有議決権数、及びその議決権の総数に対する割合

(1) 新たに親会社及び主要株主である筆頭株主になるもの

株式会社 C J ホールディングス

	所有株式数	所有議決権数	議決権総数に対する割合	株主順位
異動前	1 株	1 個	0.00%	
異動後	259,765 株	259,765 個	89.58%	1 位

(2) 新たに親会社になるもの

Longreach Capital Partners 1, L.P.

	所有株式数	所有議決権数	議決権総数に対する割合	株主順位
異動前	(0.9319 株)	(0 個)	(0%)	
異動後	(242,075 株)	(242,075 個)	(83.48%)	

LONGREACH HOLDINGS IRELAND

	所有株式数	所有議決権数	議決権総数に対する割合	株主順位
異動前	(0.0653 株)	(0 個)	(0%)	
異動後	(16,962 株)	(16,962 個)	(5.85%)	

Longreach GP Commitment L.P.

	所有株式数	所有議決権数	議決権総数に対する割合	株主順位
異動前	(0.0028 株)	(0 個)	(0%)	
異動後	(727 株)	(727 個)	(0.25%)	

Longreach Capital Partners Ireland 1, L.P.

	所有株式数	所有議決権数	議決権総数に対する割合	株主順位
異動前	(0.0653 株)	(0 個)	(0%)	
異動後	(16,962 株)	(16,962 個)	(5.85%)	

(3) 主要株主である筆頭株主でなくなるもの

小村 富士夫

	所有株式数	所有議決権数	議決権総数に対する割合	株主順位
異動前	32,303 株	32,303 個	11.15%	1 位
異動後				

(注1) 上記(1)ないし(3)の各表において、「異動前の議決権総数に対する割合」は、第9期有価証券報告書に記載された平成19年3月31日現在の議決権総数(289,589個)を基準に計算しております。

(注2) 上記(1)ないし(3)の各表において、「異動後の議決権総数に対する割合」は、第9期有価証券報告書に記載された総株主等の議決権の数289,589個に、平成19年4月1日から平成19年12月13日までにストックオプション制度に係る新株予約権の行使により発行した株式に係る議決権の数(398個)を加えた議決権総数(289,987個)を基準に計算しております。

(注3) 上記(1)ないし(3)の各表において、「議決権総数に対する割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(注4) 上記(2)において、括弧内は間接保有分を示しております。

4. 異動予定年月日(決済の開始日)

平成19年12月20日

(本公開買付けの決済開始日である平成19年12月20日に株券の受渡しが行われる予定です。)

5. 今後の見通し

株式会社CJホールディングスは、平成19年11月1日付で同社が提出した本公開買付けに係る公開買付届出書に記載されたとおり、当社を株式会社CJホールディングスの完全子会社とする方針であり、本公開買付けにおいて当社の全株式(自己株式を除きます。)を取得できなかったため、以下の方法により当社を株式会社CJホールディングスの完全子会社とすることを予定しており

ます。

株式会社CJホールディングスは、本公開買付けの決済日以降の日を基準日として、 当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付すこと、及び 当社の当該株式の全部取得と引換えに別個の当社株式を交付すること、以上 及び を付議議案に含む株主総会及び を付議議案に含む普通株主による種類株主総会の開催を当社に要請する意向を有しております。当社はかかる要請に応じて、平成 19 年 12 月 15 日付で、平成 19 年 12 月 31 日(月)を上記 及び の株主総会及び普通株主による種類株主総会による議決権行使の基準日として設定する旨の公告を行う予定です(詳細につきましては、当社の本日(平成 19 年 12 月 14 日)付プレスリリース「臨時株主総会および普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」をご参照下さい。)。株式会社CJホールディングスは、上記の株主総会及び普通株主による種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。上記各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て当社に取得されることとなり、当社の株主には当該取得の対価として別個の当社株式が交付されることとなりますが、当社の株主で交付されるべき当該当社株式の数が 1 株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続に従い、当該端数の合計数を売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却価格については、本公開買付けにおける普通株式の買付価格(以下「本公開買付価格」といいます。)を基準として算定される予定ですが、算定の時点が異なることから、この金額が本公開買付価格と異なることがあります。また、全部取得条項が付された当社の普通株式の取得の対価として交付する当社株式の数は現在未定であります。当社が株式会社CJホールディングスの完全子会社となるよう、本公開買付けに応募されなかった株式会社CJホールディングス以外の当社の株主に対し交付しなければならない当社株式の数が 1 株に満たない端数となるよう決定する予定です。

上記 及び の手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i) 上記 の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第 116 条及び第 117 条その他の関係法令の定めに従って、株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii) 上記 の全部取得条項が付された株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの(i)又は(ii)の方法による 1 株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付価格と異なることがあります。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続等に関しては株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

なお、 当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付し、 当該株式の全部取得と引換えに別個の当社株式を交付するという上記方法については、関連法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の株式会社CJホールディングスの株式所有割合及び株式会社CJホールディングス以外の当社株主の当社株式の保有状況等によって、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります。但し、その場合でも、株式会社CJホールディングス以外の当社の株主に対しては、最終的に現金を交付する方法の採用を予定しております。この場合における当該当社株主に交付する金銭の額についても、本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定ですが、算定の時期が異なることから、この金額が本公開買付けの買付価格と異なることがあります。

株式会社CJホールディングスは、上記のとおり、当社を完全子会社化することを予定しており

ますので、その場合には当社の株券は上場廃止になります。上場廃止後は、当社株券をジャスダック証券取引所において取引することはできません。

6．開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

当社は、本公開買付けの結果、5社の親会社等を持つこととなりますが、当社の株式を直接保有し、かつ当社に与える影響が大きいと考えられる株式会社CJホールディングスが当社の非上場親会社として開示対象となります。

以 上